

# 令和4年度事業計画書

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）による経済社会活動への影響が継続するなど、依然として、厳しい環境下にあるが、本会は、感染症の状況なども考慮しつつ、引き続き、投資による資産形成の促進と活力ある金融資本市場の実現を目指し、そのために必要となる環境整備について、本会のみならず、関係する団体、業界とも協働して臨み、ひいては、経済の発展や社会的課題の解決も貢献し得る取組みを推進する。

投資による資産形成の促進においては、投資信託及び投資法人（以下、「投資信託等」という。）が、国民の安定的な資産形成における中核的な手段として、幅広い方から信認を得て健全な発展を遂げるよう、NISA・つみたてNISA、確定拠出年金（企業型・個人型（iDeCo））制度や投資信託等を活用した「長期・積立・分散」投資による資産形成等の理解の醸成と自発的な投資行動の流れを促進することを目指し、感染症対策にも留意した効率的・効果的な啓発・普及活動を推進する。

また、令和2年11月に公表した「資産運用業宣言2020」“投資は未来を創るもの Invest for a Brighter Future!”において表明した「資産運用会社の社会的使命」とその社会的使命を果たすための「目指すべき姿」の実践と定着に向けた会員の取組みを支援するための諸施策を検討、実施し、資産形成の更なる普及・促進と輝かしい未来、より良い持続可能な社会の実現に向けて、以下の諸施策を進めていく。

## I. 投資者等の金融リテラシー向上に向けた活動

### (1) 投資信託等の啓発・普及活動

- ① 一般向けについては、オンラインセミナーを中心に、前年度の経験を踏まえて更に効率的・効果的な方法を追求し、大学生向け、新社会人向けなど、各層それぞれのニーズに応える内容で展開する。
- ② 個人を対象とした iDeCo セミナーや職域における資産形成の普及促進に向け、中小事業主を対象とした iDeCo+セミナーをそれぞれ開催するとともに、投信総合検索ライブラリーに DC 対象ファンドの項目を追加する等、情報発信の充実・拡大を図る。
- ③ Web を活用した動画コンテンツ等の制作・配信を更に充実させるとともに、SNS 等による情報発信を強化し、ホームページ閲覧数や YouTube チャンネル登録者数の拡大を目指す。
- ④ 資産運用業界が国民の資産形成に貢献し、投資を通じて社会的課題の解決に取り組む姿勢を伝えるための広報活動として、セミナー開催等を企画し、

投資信託等や資産運用会社に対する認知度の一層の向上を目指す。

(2) 金融教育支援活動

- ① 日本証券業協会や JPX、全国証券取引所と行う「証券知識普及プロジェクト」及び金融広報中央委員会を軸に各金融団体と連携して活動する「金融経済教育推進会議」での活動を通じて、国民の金融リテラシー向上に向けた金融・経済教育活動に取り組む。
- ② 本会独自の教育支援活動として、大学や消費者団体、事業会社等からの講師派遣要請に積極的に対応する。
- ③ 新たな高等学校学習指導要領（2022 年度から適用）において、投資信託を含めた資産形成の視点が盛り込まれたことを踏まえて、本会及び会員会社が主体となる教職員向けオンラインセミナーの開催など現場の教育関係者等に対する支援活動を推進する。

## II. より良い投資信託等の制度構築に向けた活動

- (1) 会員が投資家に提供する資産運用サービスをより一層高度化させる観点から、外部有識者の知見等も活用し、例えば顧客交付書面の原則デジタル化等、会員の営む各種業務の適正化、最適化に資する施策を検討し、その実現に向けて関係各方面に対して働きかけを行う等、環境整備に努める。
- (2) 家計の資産形成促進に向け、NISA、つみたて NISA、確定拠出年金等の制度拡充につながる税制改正要望を政府その他関係方面に対して行うとともに、インボイス制度の円滑な導入に向け、税務当局との間で確認事項をとりまとめ、会員に周知する。
- (3) 投資信託等や NISA、iDeCo に関する認知度、資産形成に関する意識等を調査するため、全世帯向け及び高齢者層向けの調査を行い、調査結果を会員やメディア・研究機関等に還元するとともに、制度改正に向けた議論に活用する。
- (4) 会員各社のスチュワードシップ活動について取りまとめて公表するとともに、各社の投資信託の信頼向上に向けた取り組みや「資産運用業宣言 2020」を踏まえた取り組み等の URL を一覧にして公開し、その周知に努める。
- (5) 資産運用業界における各種課題の解決に向け、学識経験者等を交えた研究会等による調査研究を行うとともに、報告書の公表及び報告書に掲げられた指標並びに関係レポートを掲載する専用サイト（つみけんサイト）の拡充を図り、調査能力・情報発信の強化に努める。
- (6) ESG 関連商品の組成・運用、投資先企業へのエンゲージメント等、会員各社における投資を通じたサステナブルな社会実現に向けた活動を支援するため、会員各社の取り組みや課題等の情報を共有する意見交換の実施や内外

情勢に関する研修会等を開催する。

- (7) 国際投資信託協会（IIFA）の ESG 委員会共同議長国として、同活動におけるイニシアティブを取り、我が国の国際的なプレゼンスを高めるとともに、各国の投資信託協会や国際機関等との連携を一層深め、そこで得た情報の発信強化に努める。
- (8) 資産運用業界関係者で構成する調査部会を引き続き開催し、諸外国の資産運用業に係る動向調査等を推進し、投資信託等の発展及び国際競争力向上に向けた会員会社の取組みを支援する。

### Ⅲ. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動

- (1) 正会員について、定量的な規模・特性だけではなく、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行った上で、会員調査の対象先を選定するなど、リスクベースアプローチの取組みを導入する。  
会員調査では、正会員における法令・自主規制規則の遵守・態勢整備状況及び業務運営の実態等について把握し、調査対象先に問題点を通知するとともに、必要な改善を求める。また、正会員の自己規律能力の向上と投資者保護の強化に資するため、会員調査結果等を正会員に情報還元する。
- (2) 会員の法令遵守・内部管理態勢の強化に向け、コンプライアンス研修会、投信委託会社・投資法人資産運用会社向け業務研修会、サイバーセキュリティ管理態勢に関する研修会を開催するなど、必要な支援を行う。
- (3) 正会員における個人情報の適正な管理体制の整備等を図るため、個人情報の適正な取扱いに係る正会員向け研修会を開催するなど、認定個人情報保護団体としての業務を遂行する。
- (4) 投資信託等の利用者からの相談に適切に対応するとともに、苦情等に対し、引き続き、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）と連携を深め、投資者保護の一層の向上を目指す。
- (5) 本会規定の投資信託・投資法人に係る各種自主規制ルール等について、会員会社等からの改正要望、金融商品取引法等関係法令対応、証券監督者国際機構（IOSCO）等国际機関からの要請等とともに、金融審議会関連 WG 等の議論の進捗も踏まえて、規則改正等の整備を進める。
- (6) 正会員のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク管理態勢の構築・強化について、合理的、効率的に行うことを支援するため、必要な施策を検討し、実施する。
- (7) 今後予定される東京証券取引所の立会時間の延伸等について、正会員の業務対応が、円滑かつ合理的に行われることを支援するため、必要な施策を検討し、整備を進める。

#### IV. その他

- (1) 対面やリモートによる定例記者会見の開催や、Web を通じた統計情報の公表により、投資信託等の現況を正確に伝えるための情報発信に努める。
- (2) 投資信託等に関する情報を外部に発信しているマスコミや研究者、FP 等の関係者と交流する機会を検討するほか、資産運用業界関係者が一堂に会する機会を設け、業界が抱える課題を共有し、意見交換を行うなど、資産運用業全体の交流や関係強化に繋げる。
- (3) 投資信託等に係る統計データ及び基準価額等のデータ配信に係るシステムについて、ハードウェアの保守期限終了を機にクラウド方式へ移行し、防災・減災対策等の充実強化を図る。